

組合飯坂保養所（吾妻荘）が全国61の施設の一つとして組合員および家族の保養のためにあり全国各地からの利用に供している（1泊2食付470円）

なお飯坂町営温泉条例による分湯を得て充分の湯量を確保し浴室を近代的に改築中で創設以来の懸案が解決された。

施設の概要（宿泊収容定員60名）

客室 15 会議室（和洋各1） ホール 1 その他
となっており昭和32年度に大改装をし全国の他施設に比し遜色なく整備されテレビ、電蓄、マーチャン、碁、将棋等備えてる。

32年度における利用状況は次の通りである。

利用者	宿 泊	11,631人
	日帰り	5,147人
	計	16,778人

2. 福島県教職員互助会の現況

福島県教職員互助会は「福島県職員の互助団体に関する条例」の定めるところにより本県教職員の相互共済および福利増進を図る目的をもって設置された団体で福島県教育委員会の所管に属する職員および市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員で公立学校共済組合の組合員たる資格を有するものをもって組織されている。

昭和33年12月末現在における会員数は15,750名で加入率は約88%に達している。

現在の主なる事業は下記の通りであるがこの事業を実施するに当って会員より掛金として給料および扶養手当の月額合計額の百分の1.25を徴収し、また県からは昭和33年度の補助金として5,407,000円の交付がありこれ等を財源として諸給付金の支払に当てている。

A 療養見舞金の給付

会員が結核性疾患によって休職となり共済組合の療養給付の期間3年を経過し退職したときは互助会会員年数および教職員としての在職年数により最高50,000円を給付している。

B 医療補助金の給付

会員の扶養親族が疾病または負傷によって医療を受けたときは公立学校共済組合から給付される額（入院による食事代は自己負担）の百分の80を給付している。

C 死亡弔慰金の給付

a 会員が死亡したときはその遺族に死亡の原因が公務による場合、または扶養親族の有無等により30,000円から最高50,000円を給付している。

b 会員の扶養親族および父母、子が死亡したと

きは配偶者の場合10,000円その他の扶養親族の場合には2,000円（会員がその葬祭を行わないものおよび生後1カ月までの乳児死亡については半額）の給付を行っている。

D 災害見舞金の給付

会員が風、水、震、火災、その他の非常災害により住居または家財に損害を受けたときは公立学校共済組合から給付される額と同額を給付している。

なお昭和33年9月に襲来した21号22号の台風による災害見舞金として230件210万円の支給を行った。

E 退職金の給付

入会後満1年以上の会員が退職または死亡したときは会員年数1年につき給料日額の3日分を給付している。

F 出産見舞金の給付

会員またはその配偶者が分娩したときは会員が分娩したとき1,500円、配偶者が分娩した場合1,000円（各々出産児1人につき）の給付をしている。

なお夫婦ともに会員の場合はその一方のみ支給していたが4月1日より双方に給付することに規程が改正された。

G 結婚祝金の給付

会員が結婚したときは8,000円再婚の場合は4,000円の結婚祝金を給付している。

なお採用の日に入会した会員でなければ結婚祝金は給付されないことに4月1日より規約が改正された。